

# 仕 様 書

## 1 品名

札幌市円山動物園券売機

## 2 規格及び数量

①又は同等品とする。

※同等品で応札する場合は、「同等・規格確認書」及びカタログ等、仕様書の規格を満たしていることが分かる書類を提出し、事前に担当者の確認及び署名を受けた後、入札書提出時に「同等・規格確認書」（原本）を提出すること。

	メーカー	品名	型番	数量
①	芝浦自販機株式会社	18.5インチタッチパネル式 高額紙幣対応スリムタイプ 券売機（背面操作）	KC-TS30MN(R)2	4
	芝浦自販機株式会社	モデルノセット（KC）	モデルノセット（KC）	4
	芝浦自販機株式会社	印刷済券紙対応ユニット	マークセンサ（下）セッ ト 2011	4
<ul style="list-style-type: none"> <li>・初期設定（納入時の商品ボタン、多言語対応の表示設定等）については、札幌市の要求等、詳細の確認を行い、使用可能な状態で納品すること。</li> <li>・券売機設置に必要な付帯工事（既設の券売所の一部解体工事及び内装工事等）を含む。事前に発注担当課に申し出たうえで、付帯工事場所及び工事の内容を確認すること。</li> <li>・券売機設置、転倒防止のためのアンカーボルト等（架台、安定脚等）による固定、アース端子の取り付けを行い、使用可能な状態で納品し、電源投入の確認を行うこと。</li> </ul>				

### 【同等品条件】

- ・外形寸法 W500 mm×D350 mm×H1,500 mm程度であること。
- ・重量は、120 kg以下であること。
- ・外国語対応（5か国語：日本語、英語、中国語（簡体）、中国語（繁体）、韓国語）、音声ガイダンス機能があること。
- ・使用貨幣は、一万円紙幣、五千円紙幣、二千円紙幣、千円紙幣、500円硬貨、100円硬貨、50円硬貨、10円硬貨であること。
- ・札幌総合情報センター(株)が発行するICカード「SAPICA」決済対応に改修可能であること。
- ・背面扉タイプであること。
- ・商品の選択ボタンは、液晶タッチパネル式（静電容量式）であること。
- ・接客面は、18.5型液晶タッチパネル式（静電容量式）であること。

- ・使用電源は、AC100V であること。
- ・消費電力 101W 程度であること。
- ・ロール紙は2巻装着可能であること。
- ・印刷済みロール紙が使用可能であること。
- ・日計、月計等の売上集計機能等を有すること。

### 3 保証及び保守

1年間の製品保証を付すること。ただし、製造会社等が1年を超える保証期間を行うとした場合は、その保証期間を適用する。

また、借受期間中の保守契約を適用すること。ただし、11月1日から2月末日は保守対象期間外とする。

#### 【保守契約条件】

- (1) 保守作業受付は、保守対象外期間を除き、毎日対応すること。
- (2) 保守作業の受付は、午前9時から午後6時までとする。
- (3) 故障又は障害対応などの訪問修理は、平日（月曜日～金曜日、祝祭日、年末年始の休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。
- (4) 保守契約には、年1回の定期点検及び訪問修理時の出張料、作業費、部品代等復旧に要した費用が含まれるものとする。
- (5) ただし、以下については、保守契約の対象外とする。
  - ア 不適切な使用、取り扱いによる故障の修理
  - イ 故意による破損の修理
  - ウ 日常清掃
  - エ 分解点検修理
  - オ 製造会社又は製造会社の指定する者以外の改造等が起因した故障の修理
  - カ 天災等により生じた故障の修理
  - キ 撤去、移設作業
  - ク 納品後の設定変更作業
  - ケ 保守対象機器に因らない不具合への対応
  - コ 消耗品等の交換
  - サ 経年劣化による損耗部品交換

### 4 納入期限

令和元年9月30日

### 5 借受期間

令和元年10月1日から令和6年9月30日（60ヶ月）

### 6 納入場所及び検査場所

札幌市環境局円山動物園経営管理課（札幌市中央区宮ヶ丘3番地 札幌市円山動物園）

## 7 特記事項

- (1) 納入場所及び納入日時等について、事前に発注担当課と打ち合わせすること。
- (2) 指定場所までの納入に係る費用及び搬入経路の養生費用、納品後に発生した梱包材等のごみの処分は、受注者の負担とする。
- (3) 調達機器はすべて新品とする。
- (4) 仕様書に記載のない事項については、札幌市と受託者の協議により決定する。
- (5) 契約履行確保のため、選定した製品のメーカー等出荷元からの出荷証明証を求められることがあり、出荷証明証の提出が可能なことが契約（発注）条件となります。
- (6) リース期間満了に伴うリース物品の撤去は受注者が行うこと。また、撤去に係る費用は受注者の負担とする。
- (7) 札幌市と借受期間満了後における借受物品の買取り又は再リースについて、当事者間で協議することができる。